

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会
(第1回)
議事要録

日時：令和3年5月27日（木）

場所：武蔵野市役所 西棟8階 811会議室

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（第1回）

○日 時 令和3年5月27日（木） 午後6時30分～午後8時2分

○場 所 武蔵野市役所 西棟8階 811会議室

○出席委員 喜多委員長、澁谷副委員長、橋詰委員、吉安委員、阿部委員、後藤委員、
澤木委員、大上委員、安部委員、若槻委員、水野委員、村山委員、勝又委員、
樋爪委員

○事務局 子ども子育て支援課長ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

皆様、こんばんは。時間になりました。私はこの委員会の事務局を務めます子ども子育て支援課長の吉村と申します。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、事前にお送りした配付資料について、ご確認をお願ひいたします。

まず、机には次第がありまして、その裏面に資料1から9まで、事前に郵送等させていただいているものがございます。それに「子どもの権利条約」のカードブックがございました。お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。そのほかに、本日、机の上に「東京都こども基本条例」等の資料をお配りしておりますのでご確認願ひます。

本日の委員会につきましては、お手元の次第に沿って進めさせていただきますが、会議の終了時間については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、午後8時とさせていただきます。

なお、委員会の内容について、記録用に録音させていただいておりますことをあらかじめご了承願ひます。

それでは、これより武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を始めたいと存じます。

2 委嘱状交付

【子ども子育て支援課長】

初めに、次第の2、委嘱状交付を行います。

改めまして、委員の皆様には、本委員会にご参加いただき、誠にありがとうございます。委嘱状につきましては、本来お一人お一人に手渡しすべきところですが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、恐れ入りますが、机上配付とさせていただいておりますので、ご確認ください。

3 市長あいさつ

【子ども子育て支援課長】

それでは、次第の3になりますが、皆様へ委員委嘱に際しまして、市長よりご挨拶申し上げます。松下市長、お願いいたします。

【松下市長】

皆様、こんばんは。武蔵野市長の松下玲子でございます。本日は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言も行われている中、また、大変お忙しい中、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

現在、武蔵野市では「子ども・子育てを応援するまち」の実現のため、子どもの最善の利益を尊重することを基本理念とした様々な施策を進めています。この4月には、子どもの医療費助成の対象を拡充し、年齢条件を15歳から18歳に引き上げ、子どもの保健の向上と、子育て家庭の負担軽減を行いました。また、新たに、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関が連携をして、全ての子どもと子育て世帯を支援する体制を強化いたしました。

しかしながら、未来にわたって子どもの尊厳と権利が尊重されるまちであるためには、行政や学校、家庭や地域が果たすべき役割を明確化した子どものための条例が必要であるということを感じております。そこで、このたび条例の制定に向けた検討を行うために、新たに本委員会を設置させていただきました。

委員の皆様には、今後の武蔵野市にとりまして、大変重要な条例についての検討をお願い

いすることになりますが、このまちの、まさに未来である子どものために、ぜひともお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます、私からの御礼のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 委員自己紹介

【子ども子育て支援課長】

それでは、皆様、初めてのお顔合わせになりますので、自己紹介をお願いいたします。お一人1分程度で、お名前をお呼びしますので、名簿の順でお願いいたします。

(委員自己紹介)

【子ども子育て支援課長】

委員の皆様、ありがとうございました。なお、本委員会には、事務局として市の関連部署の職員も参加しております。よろしくお願いいたします。

なお、市長の松下は、公務のため、ここで退席させていただきます。

【松下市長】

では、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

(市長退席)

5 議 事

(1) 委員長選出

【子ども子育て支援課長】

それでは、次第の5「議事」に入らせていただきます。

最初に、(1)「委員長選出」です。

委員会では、委員長1名を選出する必要があると存じますが、皆様、よろしいようでしたら、委員長には事務局から推薦をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。——それでは、喜多明人先生を委員長にご推薦いたしたいと思っております。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(拍 手)

【子ども子育て支援課長】

それでは、喜多先生、委員長へのご就任と、ここからの会議の進行をお願いいたします。

(喜多委員、委員長席に着く)

【委員長】

ご指名いただきました、委員長を務めさせていただき喜多と申します。先ほども委員として挨拶させていただきましたが、委員長として一言ご挨拶させていただきます。

私は、先ほど申し上げましたように、私の専門にもかかわって、子どもの権利の研究、同時に、こういう条例づくりも長く携わってまいりました。一番古くは 20 年前、川崎市で子どもの権利条例をつくる時の座長を務めさせていただいております。あと、私は地元が目黒ですので、目黒区の子どもの権利条例も、私が会長という形でやらせていただいたし、つい最近では長野県の阿部知事の委嘱を受けて、条例を県でつくらせていただいております。いろんなところにお邪魔して、条例づくりをさせていただいておりますが、先ほど言いましたように、武蔵野市は私のふるさとでもありますので、ここはぜひ何とでもやり遂げたいと思っております。

ただ、私は委員長とか座長とかをやっていくときにはいつでも、私は一貫して自分なりのモットーというか、一つの基本的な立場を持っております。それは何かというと、研究者としてすぐに研究成果をご披露するような、そういう委員長とか、あるいは議事を進めることは、私は一切考えておりません。私の役割は基本的にコーディネーターだと思っております。

特に、理想的な子どもの権利条例をつくるというよりも、武蔵野市の子どもたちが少しでも元気を出して頑張っていける、そういう武蔵野市の子どもの権利条例、武蔵野発というんでしょうか、武蔵野の子どもの声、そしてそれを支えている現場の声、あるいは武蔵野市の市民、そういう人たちの声を調整して、それが条例になっていく、その橋渡し役をしているのが委員の方々です。ですから、委員の方々を含めて武蔵野らしい条例を目指していく。その調整役を私がやらせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の委員長としての立場について一言申し上げて、ご挨拶にかえさせていただきます。

(2) 副委員長選出

【委員長】

それでは、「議事」の（２）のところから私のほうで進めさせていただきます。

「副委員長の選出」ということで、委員会の設置要綱で「副委員長は委員の中から委員長が指名する」となっておりますので、副委員長には澁谷智子先生をご指名したいと思っております。澁谷先生、よろしく願いいたします。

一言ご挨拶をお願いできればと思います。

（澁谷委員、副委員長席に着く）

【副委員長】

では、副委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私がヤングケアラーの研究をしていると思うのは、子どもの貧困と同様、ヤングケアラーなどは、見ようとしなければ見えてこない問題であるということですね。子どもは自分から発信するのがすごく難しい中で、いかに子どもの断片的な発言を引き出してあげるかということが大事になってくるのではないかと思います。

一方で、私自身は学生さんとのやりとりとか、あと、自分自身、親として、高校生、そして大学生の娘がおりますけれども、今の時代を生きる子どもたちの力というのもの、すごく感じております。時代状況が大きく変わっていく中で、今を生きる子どもたちの力を十全に引き出せるような、そういう環境をつくっていかれたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（３）武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会について

【委員長】

それでは、議事の（３）「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会について」に入らせていただきます。事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

【子ども子育て支援課長】

資料３をご覧ください。この委員会について、簡単にご説明させていただきます。

１「委員会名称」は、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会です。

２「委員会における検討事項」です。子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、行政や家庭、学校など地域におけるおのこの役割を明確化する、子どもの権利に関する条例の制定について検討を行っていただきたいと思います。

3「委員任期」については、本日第1回の委員会から、令和5年3月31日までとしております。よろしくお願いいたします。

4「委員会の公開」です。会議は原則として公開によるものとし、傍聴を可としております。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴を認めないことがあります。例えば、オンラインで開催した場合などです。会議の資料と議事録については、会議後、市のホームページで公開いたします。

5「委員会報告」ですが、令和4年度中に委員会の検討結果を市長に報告するものとしておりますので、よろしくお願いいたします。

6「構成員」については、資料1にあります名簿のとおりとなっております。

7「設置根拠」ですが、資料4にあります設置要綱のとおりでございます。こちらの第9条に「委員会の庶務は、子ども家庭部子ども子育て支援課が行う」となっておりますが、資料2にあるとおり、事務局には各関係部署から職員が来ておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

説明については、以上になります。

【委員長】

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【委員】

2番の検討事項で、「制定について検討を行う」ということなのではけれども、制定するかどうかを検討するのか、条例の内容について検討するのか、これはどっちなのでしょう。

【子ども子育て支援課長】

庁内の検討委員会においては制定の方向で考えておまして、こちらの検討委員会には制定の中身についてご議論いただきたいと思っております。

【委員長】

ほかにはいかがでしょうか。もしないようでしたら、議事を次に進めさせていただきたいと思っております。

(4) 子どもの権利に関する条例について

【委員長】

それでは、議事の（４）「子どもの権利に関する条例について」ということで、これもまず事務局の方から説明をお願いしたいと存じます。

【子ども子育て支援課長】

それでは、本委員会に検討をお願いする子どもの権利に関する条例とはどのようなものか、皆様に基本的なイメージを共有いただければと思い、本日、お手元に幾つかの資料をお配りさせていただいております。こちらにつきましては、事務局から説明するよりも、子どもの権利に関する第一人者でいらっしゃいます喜多委員長にぜひお話をいただければと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

【委員長】

「子どもの権利条例のイメージの共有のために」ということで、この委員会はそれほど多く会議が計画されていないので、委員の方々には、できるだけ早めに、この子どもの権利条例に関するイメージというんでしょうか、最低限、こういうものなんだというイメージの共有をまずはお願いしたいということで、私のほうから、論点を大きく2つに絞って皆様方にご披露したいと思います。

一つは、なぜ条例なのか。子どもの権利条例という条例がなぜ必要なのかという、その条例の必要性や意義にかかわったこと。もう一つは、皆さんが一番関心のある、じゃ、どんな条例にしようか、どんな条例なのか。その中身にかかわった問題と、大きく2つの柱で、まずはイメージが共有できればと思います。

まず、なぜ条例が必要なのかということにつきましては、退席された松下市長さんが大変熱く語っていました。子どもの権利や子どもの問題に熱心な市長さん、首長さんが頑張っていて、いろんなプランや施策をつくる。それは大変結構なことなんですが、じゃ、ずっとその市長でいくのかといたら、もちろん選挙がございますから、首長というのは4年ごとに入れかわっていく。かわらないで、任期がずっと継続すればいいんですけど、何期も全部やるわけじゃないわけです。

つまり、いい施策とか計画があったとしても、首長がどんどんかわっていく中で、計画や政策も変わり得るわけですね。もちろん、それは一般の政治の分野では当たり前のことなんですけれども、ただ、子どもの問題に限って言えば、子どもに関する成長発達にかかわった施策が、首長がかわるごとにコロコロ変わるといふんじゃ困るのです。いわゆる朝令暮改というんでしょうか。ですから、逆に言うと、どんな首長になっても、ある程度、子どもの施策について継続的に政策や計画が進んでいく、その根拠になるのが条例です。

条例は、首長がかわったからといって、勝手に変えられるものではないのですね。必ず議会で決められている。市民の声を反映して、議会で作られている条例ですので、一旦そういう条例が作られれば、たとえ首長がかわっても、その施策、計画というものが継続できる。そういう意味で、条例にしておくことの必要性があるわけです。この武蔵野市にも、大変立派なプランがあるのですけれども、そのプランも永続的なものではありません。そういう意味では、継続的な施策の推進が一つ大事です。

もう一つ、子ども施策でよく言われるのは、縦割りで子どもたちの政策がうまく機能していない。教育政策あるいは福祉の政策、医療、様々な子どもたちにかかわる政策や行事があるのですけれども、それが必ずしも横につながっていない。それを横につなげるにはどうしたらいいかという、これも条例なのです。条例は、いわば自治体の憲法にあたるものですから、自治体全体を横断的に律していける、そういう行政あるいは政策を実行していくことが可能です。

後で申し上げますけれども、子どもの施策というのは総合的に進めていくのがとても大事です。いろんな問題を個別にやるのではなくて、総合的、包括的にやる。そういう意味でも、この条例という視点がとても大事だ。総合的な施策の推進です。

そして何よりも、条例と、計画とか政策との違いは何かと云ったら、条例は法規制だということです。法規制の特徴は、その子ども施策についての制度、仕組みをつくることです。計画は、4年間とか5年間の計画が終わってしまったら、もとに戻っちゃうことがあるわけですが、制度や施策、仕組みをつくっていくということになれば、非常に安定的な運用ができていく。その制度をつくっていく根拠が、いわば条例です。

特に、今回、市としては、いじめの問題や虐待、子どもに向けられた暴力の問題を解決していくための第三者機関、相談救済の機関をぜひつくってほしいというのが実は今回の委員会に求められております。まさにこれは条例でしかできないことです。そういう意味では、この後、そういう機関についての話が必要になってくるかと思えます。

これはなぜ条例が必要なのかという話です。その必要性を踏まえて、じゃ、どんな条例にしたらいいのか。

全国いろんな子どもの権利条例が作られてきておりますし、皆さんのイメージをつくるのに一番ふさわしい条例は何かと考えると、大変都合のいい条例がこの3月にできました。実は東京都が、都議会が、こども基本条例というものを制定しました。いろいろすったもんだがあったようではありますが、最終的には全会一致です。全ての会派

が一致してこども基本条例というものをこの3月に採択しております。これを一つのイメージとして皆さんに見てもらいたいのではないかとということで事務局ともちょっと相談させていただきました。

ただし、東京都の条例ですので、市町村とはレベルが大分違うのです。特に、資料を読み上げるわけにはいかないのですけれども、後で見ていただくとわかるのは、必ずしも制度や仕組みを規定するような部分がありません。東京都の条例なんですけれども、どちらかというと原則条例というか施策の基本ですね。東京都が実施していく子ども施策の基本を定めている。原則条例、理念条例ともいいますが、皆さん方には、その範囲内でイメージしていただく。

もちろん、今後東京都としても、この条例に基づいた制度、仕組みをつくるように努力していただく、そのために都議会が動くということはある程度あり得るのですけれども、同時に、この都の条例の制度、仕組みを、区市町村レベルで制度化するというのも大いにあり得るわけです。そういう意味では、東京都の条例を一つベースにしながらか、区市町村で独自の、武蔵野版の子どもの権利条例をつくっていくという大いにあり得るだろうと思います。

そういう前提というんでしょうか、この条例が武蔵野市とどういう関係があるのかということをおある程度踏まえた上で、この条例の中身に入っていきたいのですが、ここで大事なことは、東京都の子どもの権利に関する様々な条項は、先ほども申し上げたように、何か理想論としてつくられているものではないということです。当然のことながら、東京都の子どもの現実を反映させた条文になっております。

今後、武蔵野市の条例を検討していく場合にも、私が申し上げたように、研究的に何か理想的な子どもの権利のあり方を追求するというのではなくて、現実的に今、生きて生活している子どもたちの抱えている問題、それをきちっと踏まえながら、その問題を解決していくためにふさわしい子どもの権利保障というものを考えていただきたいと思います。

そのために今日は、じゃ、今、日本の子どもたちの現実はどうなっているのかということについて、私が編集しているニュースレターの一番新しい4冊分を、140号は残部がなかったものから、事務局のほうで印刷していただきました。昨年のコロナ禍の中でのニュースレターのこの4つは、いずれも今、日本の子どもたちが抱えている現実を映し出しているものです。それについて子どもの権利の視点、それがどうかかわっていくのか。

例えば、140号の一面トップの記事は、ヨーロッパの各首相が子ども向けに記者会見しているものです。写真はデンマークの首相で、子どもたちに対して、このコロナ禍の中で大変窮屈な思いをさせるけれど、みんな頑張ってくれということをつまり大人が、首相が、子どもに対する説明責任を果たしているのです。日本の子どもたちにこういう説明責任を安倍さんは果たしましたか。この視点が大事なのですよ。4ページ目で、セーブ・ザ・チルドレンが子どもたちに対するアンケート調査とかをやっていますが、子どもたちはすごく不安なんですね。何の説明もなく、とにかく家にいなきゃいけない。学校には行けない。そういう不安感を漠然と抱えてしまう子どもたちのつらさがあるわけで、それに対してきちっと説明する。それが大人の責任なのかな。それは子どもの目線に立った一つのあらわれでもあると思います。

それから、3ページ目を開いていただきますと、「コロナ問題と子どもの遊ぶ権利」ということで、川崎市で、子どもの権利条例に基づいてつくられている子ども夢パークの所長、この4月から交代したようですが、西野博之さんの昨年の夢パークの取り組みが紹介されています。

ここでの重要なことは何かというと、この時期、4月、5月、昨年の緊急事態宣言下で、ほとんどの自治体は例外なく閉鎖、閉館。子ども用の施設も含めて、学校も含めて、全て遮断されてしまう。それが当たり前だと一般には見られているけれど、子どもの権利の視点が入ると違うわけですね。これは西野さんが「批判を覚悟で開館を決意」ということで、3ページに書いています。

川崎市子ども権利条例をもとにつくられた「子ども夢パーク」では、悩み、議論を重ねた末、批判を覚悟で開館を決意しました。それは先行して発出された学校の一斉休業要請を受けて、虐待や家庭内暴力が増える恐れが、容易に想像できたからです。言葉にしづらい子どものSOSを受けとめるためにも、変わらない日常があることの意味を確認し、行政担当部署と協議を重ねて開所を決めたのです。

さて、そうは言っても、誰も感染したくはない。うつしてもいけない。ではどうするか。入口での検温、手洗い、消毒の徹底。マスクの着用などをお願いすることにしました。では3つの「密」を避けるためには、どうしたらいいか。夢パーク内で拾ってきた木の枝の先に、紙で作ったピンクの花を取り付けて、「ハナれて棒」を子どもたちと一緒に作りました。手を垂直に伸ばした先にこの棒を持ち、回転する。これにあたらぬ距離を保つ遊びをしながらソーシャル・ディスタンスをとることにしたのです。

「3密をつくらないサッカー」とか、写真があるのですが、子どもたちの成長をとめることはできません。いつときでも子どもたちから遊びを奪ってしまうことはできない。じゃ、子どもたちの遊びをどうやって保障するか。

資料の7ページ以降に、国連の子どもの権利委員会が声明を出しております。国連・子どもの権利委員会については、今日配付したユニセフのカードブックに紹介がありますので、いずれ資料も皆さんに提供させていただこうと思いますが、このコロナの問題で声明を出しております。

長い声明なので一々読むことはできませんが、例えば8ページの2、条約の31条（休息・余暇・遊び・レクリエーション等に対する権利）では、「子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること」。つまり、3密なので、子どもたちがいつもの遊びはできなくても、ちゃんとオルタナティブ（代替的）な、しかも創造的な解決策を子どもの支援者は考えて、子どもたちの成長をとめないで、遊びの権利を保障してほしい。これが子どもの権利だと思うんです。

一般的には、もう閉館で、子どもたちも家にいなさいという形で、押しとどめてしまうのではなくて、子どもたちの成長に合った最低限の遊びや学びというものを保障していく。それが子どもの権利の視点だと思いますし、そういう子どもの現実を反映させた遊びの権利や学ぶ権利というものが求められているのではないかと思います。

もう一つだけ、141号には「全国初！不登校の子どもの私立小学校誕生」とあります。東京シューレの奥地圭子さんが、昨年、フリースクールの私立の小学校を開校しました。その開校の理由は、2ページ目の左の下のほうに書いてあります。

小学校設立に踏み切ったきっかけは、小学校の不登校の増加と、若い保護者たちの意識の変化を感じてのことです。普通教育機会確保法が成立する2016年頃から、フリースクールへの問い合わせ・見学・入会を希望する小学生の親たちが増え、「学校以外も有りかな、と思ひまして」とか「うちの子に合った場を見つけたい」とおっしゃるのでした。

前は、不登校は、もう人生真っ暗みたいな受けとめ方だったものが、そうではなくて、うちの子に一番合った学びの場を保障していきたいという、学びの権利を保障していくという考え方に若い人たちの意識が大きく転換してきていることは非常に注目されます。

奥地圭子さんは、教員をやっていたわけですが、1985年に東京シューレをつくったときに、彼女が言っていたのは、いじめのない学校とか体罰のない学校につくり変え

て、今、学校に行っていない子どもたちの権利を保障することはできない。間に合わない。子どもは待てない。当時は管理教育が非常に厳しい時代だったのですけれども、学校を変えていく余裕はないので、やっぱり学校にかわる学びの場をつくるしかない、それが学ぶ権利を保障していくための方法である。そういう、いわば子どもの現実を踏まえた、今の子どもの現実に向き合った子どもの権利というものが重要なんだと思います。

そのほか、何度も申し上げた体罰問題、虐待、暴力に関する、それを解決していくための、安心して生きる権利。それから、コロナ禍の中で、富山県南砺市で、この武蔵野市もそうですが、今、子どもの権利条例をつくっている。ここで子どもたちの集会がありました。これは後で142号を見てください。たくさんの子どもの意見が、オンラインを通して寄せられております。そういう子どもの意見表明、参加、子どもたちが今の状況の中で言いたいことがたくさんある、それを何とか支えていくことが大事じゃないかと思えます。

こういう子どもの現実に即して、じゃ、今、何を政策の基本に据えなきゃいけないのか。東京都の条例では、枠組みとしては、前文があり、目的、定義、基本理念、このところは、見ていただくと、子どもの権利条約の考え方が十分反映されていることがわかります。「子どもの最善の利益」とか、4つの子どもの権利は、ユニセフのカードブックの2ページ目に入っております。子どもたちの4つの権利、いわば国連の考え方が、まず基本理念として反映されながら、東京都のこども基本条例はつくられている。

特に、施策の基本は、私がメモさせていただいたように、5条から14条まで、「こどもにやさしい東京の実現」、「こどもの安全安心の確保」、「こどもの遊び場、居場所づくり」、「こどもの学び、成長への支援」、「子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援」、「こどもの意見表明と施策への反映」、「こどもの参加の促進」、「こどもの権利の広報・啓発」、そして「こどもからの相談への対応」、「こどもの権利擁護」、こういった条文が政策の基本事項として並んでおります。

最初の「こどもにやさしい東京」も、今、皆さんに見ていただいているレジュメの右側、「資料」として「UNICEF・イノチェンティ研究所 子どもにやさしいまちづくりー行動のための枠組み」で、「子どもにやさしいまちづくりのプロセスは、地方自治の場で子どもの権利条約を実施していくことと同義である。そこで必要とされる9つの要素には次のようなものがある」として、「①子ども参加」、これは後で条例づくりのかなめになると思います。そして、「②子どもにやさしい法的枠組み」、これが実は自治体でいえば子どもの権

利条例になります。そのほか、⑨まで9つの政策提言、行動計画がユニセフによって提唱されております。この「子どもにやさしいまちづくり」が子どもの権利条例の基盤になっていく。それが、東京都の条例の5条に明記されていると言っていいと思います。

このほか、この政策は、一応矢印があるような、様々な子どもの権利を保障していくことによって、実現していく。それを、安心して生きる権利から始まったこれらの権利を条例でどう施策、制度として具体化していくかということが問われていくのではないかと。権利は理念ですので、その理念を実現していくための仕組み、制度にどう取り組むか。そのあたりがこれからの課題になるかと思えます。

もちろん、これは一つの参考例ですので、東京都の条例を参考にしながら、ぜひ市の条例案をつくっていただきたいと思えます。

最後の「基本計画・施策の総合的推進」の「包括的、重層的」は、重層的支援ということで、国際権利条約というレベルと国内レベル、そして今、こども庁の動きがある。国の動きでは、日本財団も子ども基本法を提案しておりまして、そういう国レベルの動きがある。そして都道府県レベル。東京都にこども基本条例ができた。そして、武蔵野市、あるいは民間レベル。重層的に子どもたちの支援をしていく一つの重要なポイントが、この武蔵野市の条例になると位置づけておいていただければと思います。

私のほうから、条例のイメージを共有していただくためにお話しさせていただきました。

続きまして、庁内検討会議報告書が皆様方にも提示されていると思えますので、その説明を受けながら、質疑応答をさせていただければと思います。では、事務局のほうでよろしくをお願いします。

(5) 子どもの権利条約（仮称）に関する庁内検討会議（令和2年度）検討結果について

(6) 子どもの権利に関する条例制定に向けた検討の進め方について

【事務局（子ども子育て支援課）】

議事の（5）「子どもの権利条約（仮称）に関する庁内検討会議（令和2年度）検討結果について」と、（6）について、事務局で続けて説明をさせていただきまして、先ほどの喜多先生のお話も含めて、皆様からご意見をいただく時間とさせていただければと思っております。

それでは、議事の（5）の策定の庁内検討会議です。皆様、資料5をご覧くださいませ

でしょうか。

子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議（令和2年度）検討結果でございます。先ほどの先生のお話も含めて今日、皆様にたくさんの情報をお届けするのですが、本日は立ち上げの回ということですので、具体的な検討作業や内容については、次回以降が主になると思っております。令和2年度の検討については、この委員会の立ち上げの経緯にもかかわるところがございますので、お時間がないので本当に概要だけですけれども、事務局から説明させていただきます。

では、資料5の上のところですが、子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、条例について検討を行うことは、後日委員の皆様にお届けする第五次子どもプラン武蔵野にも記載しているところです。

その検討にあたっては、もともと令和3年度のこの委員会の設置を考えていたのですが、事前に市役所内部でも条例の制定に関して、現時点で想定される課題の整理や、他自治体の事例の分析等を行い、関係部署での認識を共有しておく必要がございましたので、以下のとおり、庁内検討会議を令和2年度に設置しまして、検討を行いました。

検討の経過は、そちらに記載のとおりです。

2「検討結果」ですけれども、結果の概要のところだけ、ここに記載しております。「会議として、以下のとおり課題の整理と認識の共有を行った」ということで、まず、条例の制定にあたり、いじめ防止基本方針や、人権擁護委員制度など、市の既存の各種制度との整合性を図っていく必要があること、子ども自身から相談が寄せられる件数が少なく、子どもからの相談を受ける機能の強化を図る必要があること、条例の制定にあたっては、子どもの権利に関する救済条項——これはまた個別に詳しい検討をしていただくときにご説明いたしますけれども——を含むことについて積極的な検討がなされることが、市として望ましいと考えております。

その際には、この権利擁護機関が、学校でのいじめに関する重大事態発生時の調査機関とどのような関係に置かれるのかについても整理が必要である。それから、条例制定に向けて、市の関係部署が十分協力して、広く子どもの権利の啓発に資するような取り組みを推進するとともに、当事者である子どもを含む市民の声を広く聴取する必要がある。

本当に簡単なまとめですけれども、詳細な報告書は、資料6として皆様にお配りしております。本日、全部はご紹介できないので、後日、また市からも次回以降、情報提供いたしますが、ご覧いただければと思います。

資料6の冊子の18ページをお開きいただけますでしょうか。「資料2 子どもの権利に関する主な制度・例規等の庁内調査まとめ」ということで、左側の「子どもの権利条約」に対応させる形で、市で今どんなことがあるかをまとめた調査の結果がこちらになっています。ここに武蔵野市いじめ防止基本方針ですとか、第五次子どもプラン武蔵野について記載しております。

それから、22ページです。「資料3 子どもからの相談件数庁内調査まとめ」は、子どもに関する相談ということではなくて、子ども自身から相談があったかどうかということで、市の様々な相談事業について件数をまとめています。

1点、補足ですけれども、一番下の※のところですが、若者サポート相談という、高校生世代を対象にした相談を行っていますが、こちらの件数が非常に多くなっているのは、登録後の日常的な相談も含んでいるためです。メールでの軽微なやりとりも相談件数としてカウントしているものですから、こういった件数になっておりますが、全般として、子どもからの相談を受ける件数が非常に少ないということをして市として課題と感じております。

庁内の検討結果については、簡単ですけれども、以上がご報告になります。

こちらの庁内検討結果については、この委員会の参考として考えていただければと思っておりますので、あくまでも条例の中身はこの委員会で議論していただければと思っております。

次に、資料7をご覧くださいませでしょうか。「子どもの権利に関する条例制定に向けた検討の進め方について（案）」ということですが、本日は初回でして、これはこれから委員会の中で決めていくことかと思っておりますので、大枠の案ということですが、ご理解ください。

1「検討スケジュール」については、こちらに記載のとおりとなっておりますが、日程について記載しております。Teens ムサカツ実行委員会について、どういうものかは後でご説明いたします。

2番のところをご覧くださいませと思いますが、委員会は令和4年度まで、2年度設定しておりますが、今の時点の案では、令和3年度末時点における成果物として、委員会の中間報告として、子どもの権利に関する条例の素案となるものをおまとめいただきたいと考えております。令和4年度に、その素案についてのパブリックコメント等を実施していくことを考えておりますが、中間報告の内容については、こちらの委員会でこれから審議いただければと考えております。

続きまして、3「委員会と連動した市の各種取り組みについて」です。こちらの委員会で条例の中身について検討いただくのですけれども、やはり全市的にこの条例づくりを行っていくということを考えますと、委員会の議論とは別に、市の各部署でも様々な取り組みを実施していきたいと考えております。例えばのことは、そこに書いてあるとおりですけれども、特に、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」について、簡単にご説明いたしますので、資料8をご覧ください。

資料8は、「中高生世代ワークショップ『Teens ムサカツ』について」です。こちらは既に市で実施している事業で、概要はそちらに書いてあるとおり、中高生世代を対象としたワークショップによって、若者から市にいろいろな提言を行っていただいたりということをやっています。

資料9が、令和2年度の実施内容になっておりますので、こちらを見ていただくほうが、どんなことかイメージが湧くと思います。

1枚めくって1「事業の全体像」の(1)をご覧くださいませでしょうか。事業の目的としては、中高生世代のワークショップによって、中高生の意見を積極的に市政運営に反映するとともに、市への関心を深めてもらうこととしています。

(2)「プログラム概要」ですけれども、今年は、市内在住・在学の中高生世代の26名の方に、網かけの(1)から(3)のテーマについてワークショップで話し合ってもらいました。どのようなまちになってほしいかという視点で話していただきました。今日は時間がないので、中身は細かくご報告できないのですけれども、例えばこういう居場所があるとよいですとか、環境についてみんなの関心を深めるためにこういう発信をしていけばいいのではないかとか、様々な意見を中高生世代の方々からいただきました。

資料8に戻っていただきまして、3「令和3年度の実施方法について」です。中高生世代のワークショップをどうやって実施するかについては、この条例の検討を行う機会でもございますので、今回のこのムサカツのテーマは「子どものための条例づくり」で実施したいと考えております。また、活動の方法についても、単に1回のワークショップをするだけではなくて、実行委員20名程度の方を募集して、ワークショップの企画、準備から、できれば条例の内容のことも含めて主体的にたくさんかかわっていただければと思っております。

ワークショップ自体は、令和4年3月のこの委員会の中間報告ができて以降の予定ですけれども、実行委員会は6月の市報で募集して、この委員会のちょうど合間ぐらいに5回

程度実施して、子どものための条例ってどういうものかいいのかなとか、そういったお話をしてもらおうと思っております。

4のところに書いてあるとおり、本委員会で行う子どもの権利に関する条例案づくりに、ムサカツの実行委員の方には何らかの形でかかわってもらいたいと思っております。それは条例づくりへの子ども参加になると考えております。ただ、具体的な方法は、まだ子どもたちを集めて意見を聞く前でもございますし、2回目のこちらの委員会で、皆様にぜひご意見をいただいた上で、どうやってこの委員会と中高生の実行委員たちが連動していくかについては、ぜひご意見をいただいて、決めていきたいと考えております。

ざっと説明してしまったのですけれども、事務局からは以上になります。

【委員長】

若干補足させていただきたいと思うのですが、私は、この権利条例づくりの依頼を受けたときに、とにかく子ども参加がなければいい条例にならない、子どもたちの声あるいは子どもたちの思いをきちんと条例に反映させていくような手法を考えていただきたいということを、最初から条件にして引き受けさせていただいたところもあります。

ただ、非常に難しいのは、従来ですと、例えば川崎でも、子ども委員というのを設定して、委員会の中に子ども委員が8名入っていたのです。そういう仕組みがあればいいのですけれども、実はそういう子ども委員会をつくるためには、その前に子どもたちが参加できるような、いわば環境というんでしょうか、そういう蓄積があって初めて子どもたちがこういうところにも出てこれるのです。

残念ながら、そういう下地が武蔵野市にはまだないという前提で、とりあえずは委員会と交互に、子どもの側の意見と大人側の意見の両方やって、最終的には何とかうまく合流できないかなと。子どもたちのほうもまだこれからなので、どういう形になるかを見ながらこの委員会との関係を模索していきたいと思っております。少なくとも子どもたちの声を様々な形で、この条例づくりに反映できるようにさせていただければと思っております。

もう一つ大きな難題は、今見ていただいた検討スケジュールです。今日が5月27日ですね。2回目が2カ月後、7月20日です。そして、3回目が9月29日。そして、11月9日。つまり、ここまでで検討課題を大体協議して、来年1月には中間報告、条例の素案みたいなのができていて、これを確定するのが3月。そして、パブコメにかける。今日は5月で終わりますので、7月、9月、11月の3回の会議で総合条例の条例の素案をつくるという、大変な難題をここからクリアしなきゃいけない。

非常に時間が足りないと前から申し上げていたのですが、ただ、これは市の側の諸事情で、どうしてもこの枠組みでお願いしたいということでした。事務局の方といろいろ相談させていただいて、できるだけ委員の方々の意向、意見、情報や資料を事務局のほうで伺いながら委員会に反映させていくようにしたい。事務局がその間に入って頑張るということで、例えば今回、事務局でアンケートをする。6月の遅くない時期に、今後この条例の中身をどうつくっていくか、あるいは委員の皆さん方がこの条例づくりにかける思いとか気持ちとか、そういうものをまず一回アンケートでお願いして、それを集約して、そこから第2回の委員会を開催させていただきたい。

今日はもう時間がございませんので、あと20分ぐらいは、ご意見をいただきたいと思いますが、基本的には、次のときに、皆さんの思いとか、こんなことをぜひ子どもの権利として条例に入りたいとか、そういう思いをアンケートでお願いしたいと思っております。

そういうことをちょっと補足させていただいた上で、議事の(4)から(6)まで、私の条例のイメージ案と、事務局が昨年1年間かけた庁内検討会議の報告、そして最後の進め方の問題について、あと20分程度ですが、ご意見を自由にお願ひできればと思います。本当に短い時間で恐縮なんですけど、いかがでしょうか。

【委員】

まず、資料6の6ページです。庁内検討委員会の目的が課題の整理ということだったので、わあっといっぱいある課題をカテゴライズするだとか何か整理されたと思うのですが、3段落目の2行目の最後の「特に、子どもの権利に関する救済条項（権利擁護機関の設置）を含むことについて積極的な検討」とある「特に」以外の部分については、どういう課題が出たのかを教えてください。

それから、進め方の部分で、Teens ムサカツは、どんなことになるのか、すごく楽しみです。川崎で初めてつくったときは2年間で200回の話し合いをやった。

【委員長】

256回です。

【委員】

ものすごい回数ですけども、その中には、子ども委員会だったり、市民の意見交換会だったり、そういうのがいろいろあったと思います。今回、この委員会と、子ども委員会というかTeens ムサカツの二本立て、交互にミックスしていくみたいな感じなんですけれども、当時の市民たちの話し合いだとか256回も、我々のを見たら200回以上の部分が入

ってこないのですけれども、それはやったほうがいいのか。それとも 20 年間熟成してきたので、ある程度のことはもう固まっているから、そこまでやらなくていいのか、教えてください。

【委員長】

川崎の例は極端です。まさに全てが初めてでしたから、相当いろんな議論を必要としたと思います。

それから、子ども参加の場合について言いますと、あそこはもともと市制 70 周年、権利条約が批准された 94 年に子ども会議が始まって、小中学校の子ども議員が会議をやっていて、その後、子ども夢共というのですけれども、まちづくりの子ども参加があり、そして条例と、つまり、子ども参加の活動がかなり組織化された中で条例づくりが始まっていますので、子どもたちがうまく合流できたのです。

残念ながら、我々はそういうベースがないから、子どもたちとの交流も、とにかくまずはやってみる。合流できなくても、子どもの声は、橋渡しの職員や私たちが、こういう委員会に反映させていく。子どもたちも一緒に、合流して話し合うような場ができれば一番いいと思うんです。そういうふうになるかどうかは、子どもの側に聞いてみなきゃわからないので、いずれにしてもそういう基本的な会議をやっていきますが、ただし、本当に時間の制約があるので、あとはできるだけ事務局の職員の方が、皆さんの意思あるいはこういう情報があるというものを全部集約して、委員会のほうに持ち込むようにさせていただきたいと思っています。

本当はもうちょっとやりたいのですが、皆さんもお忙しい中で来ていただいていますので、なかなか難しい。ただし、ボランティアは大いに歓迎なので、これからアンケートの中に、こういうフォーマルな会議以外でも参加が可能、そういう方は積極的に申し出てほしい。もちろん私は参加しますけれども、一緒にやれる方はぜひ積極的に、よろしく願いしたいと思います。ただし、それはフォーマルな会議以外の自発的なワーキングということですよ。

【事務局（子ども子育て支援課）】

事務局から、先ほどのご質問のことです。令和 2 年度の検討で、ほかにどんな課題が出たかですけれども、令和 2 年度は子どもからの相談というところにかかなり特化して、掘り下げて検討しておりました。それ以外の子どもに関する課題に関しては、後日皆様のアンケートを書きいただくときに同封予定ですが、子どもプラン策定時に様々な課題

の調査等を行っており、アンケート結果も様々ございますので、そういったところに記載されているものを後日提供させていただきたいと思っております。

【委員長】

よろしいでしょうか。では、ほかの方。

【委員】

子どものワークショップについて、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、資料8には、「6月1月号市報で募集。6月以降5回程度の実行委員会を開催」という記載がありまして、スケジュールのほうでは、第1回委員会の後にはムサカツ実行委員会が必ず入るとなっているのですが、これは日程が決まっていたりするのでしょうか。

【事務局（子ども子育て支援課）】

6月1日号の市報で、まず実行委員の募集を行いまして、6月15日締め切りの予定です。7月20日の第2回のこちらの委員会までの間に、一回子どもたちと、1回目だけはこちらで日程をお示しして、7月上旬かなと今は想定していますけれども、行います。その後は、子どもたちの都合等も聞きながら、こちらの委員会の後にムサカツ、この委員会の後にムサカツということで、お互いが結びつくような形でやりたいと考えています。ですので、日にちまでは決まっていないところです。

【委員長】

参加できる方は、ぜひムサカツにも。私は必ず参加すると宣言しておりまして、子どもたちの声をきちんと受けとめたいと思っています。ただ、どういうふう子どもたちが動いていくか予想がまだ立たないのです。でも、関連した子どもたちの活動ですので、もしお時間があれば、よろしくお願ひしたいと思っております。また、日程が決まり次第、事務局のほうから連絡させていただければということでもよろしいですね。

ほかにかがでしょうか。

【委員】

2点あります。

1つは、東京の条例が18歳未満ということで、そうすると、武蔵野市の条例を決めると、高校生があぶれてくるんじゃないかと。高校生は、日中、家以外は大体、外に行く。武蔵野市以外に行くケースが多いので、そういうところに矛盾がないようにしないと。

【委員長】

ムサカツに参加する子たちの話ですか。

【委員】

条例の。

【委員長】

条例の、東京都は18歳未満という設定。もちろん、武蔵野市もそれに沿う。同じだと思います。

【委員】

通常は高校生って、活動範囲が武蔵野市以外でやることが多いと思うのですが、それと矛盾がないようにしないといけないと思うのです。東京の条例があるので、それ以上のことはできないと思うのですが、それが1点。

あと1点は、条例を自治体でつくった場合に、東京都の条例は大枠で、各自治体、武蔵野市がもうちょっと細目を決めていくということだったのですが、現場の先生と教育委員会の方がいらっしゃるので、その辺は特に問題ないと考えているのでしょうか。

【委員長】

東京都の条例と市町村の条例との関係で、教育委員会がという部分ですが、どういうことで教育委員会が対応を迫られるか。

【委員】

そういうことをして、現場のほうで特に問題がないのか。小さなことですが。

【委員】

私も今日説明をお聞きして、事例として東京都の条例を出していただきました。これは、見させていただくと、主語が皆「都は」となっていますので、都の条例は、東京都という行政機関が主体となって実際行う行政活動に対しての規定であり、武蔵野市はあくまでも東京都の中の一自治体ではありますが、この場合都の条例は武蔵野市に直接適用されないという解釈で私は考えておりました。武蔵野市は武蔵野市として権利条約に基づいて権利条例をつくるということなので、都の条例は参考にして、あまり違うことは多分書けないと思いますが、決して縛られるものではないという認識でおります。

【委員長】

それでいいと思います。あくまでも条例のイメージをつくるときに、一番身近な東京都の条例ができましたので。もちろん関連はすると思うのです。それぞれの分野で、都の仕組みと市町村の仕組みがうまく連携していくことはとても大事なテーマだと思います。しかし、都は都です。市町村は市町村で、もちろん制度や仕組みはつくられていく。これは

大前提です。

もう一つの話は、私も武蔵野市にいましたが、高校は立川高校で、ほとんど多摩のほうに行っていましたから、高校生の守備範囲はすごく広がります。でも、そのことと、この条例を適用することと、そこにそごがあるというイメージがあまり湧かないのですけれども、そこはどういうことなのでしょう。

【委員】

そごがあってはならないと思うのです。当然、東京都の中の武蔵野市なので、東京都の条例があつて、武蔵野市の条例があるということで、矛盾がないようにという話です。

【委員】

進め方で、Teens ムサカツがあるのですけれども、例えば、本当に困っている子どもたちがこういうところで意見を出せるか、出せないか。意見を出せない立場の意見、それをどう酌み上げていくか。この委員会とムサカツだけで本当に吸い上げられるのかなというのがちょっと心配です。そういう団体さんとかがあるわけですし、いろんなところで話し合いがあつたほうがいいのかと思います。

【副委員長】

今のお話について、今回のメンバーの中でも直接的に子どもとかかわりを持っていらっしゃる方々がいらっしゃいますし、主任児童委員さんであつたりとか、子ども食堂、学習教室、そういうところで、例えば学校に行けない、不登校の子どもたちの声を聞くというパイプが結構確保されているのかなという印象を持っておりますが、そのあたり、もしよろしければ、お話しいただくことはできますか。

【委員】

私は主にプレーパークにかかわつていまして、川崎夢パークさんは私の理想のプレーパークだと思っています。

不登校の子は何名か知っておりますし、やはりその意見を吸い上げるって、すごく難しい。こういうところに出てきませんし、出てこないのはもちろん、人にも会いたがらないですし、ご心配は本当にごもつともなんです。なので、やはりここでそういう子たちをどうやって吸い上げていくとか、そういうことを、ちょっと時間が足りないのかもしれませんが、これから考えていければいいなと思います。私も小さい現場しか見ていないので、校長先生もいらっしゃいますし、そういった皆さんの目で見ていただいて、今後の話し合いにつなげればいいのかと思います。

【委員】

私は市民公募で選んでいただいたのですが、実は私自身、子どもが2人おりまして、下が今、学年で言えば中学3年生で、不登校。小学4年生の冬からずっと学校に行っていない状況が続いているということで、当事者の親として、親の会を武蔵野市でさせていただいたり、あとは男女平等市民協議会にも入っております、虐待問題、DV問題、いろんな問題にもずっとかかわらせていただいております。

その点では、私は実は今回のこの委員会が始まる時に、まだあまり公表してはいけないのかなと思っていたので、私が委員になったことは、今は伏せているのですけれども、もし私が委員として条例にかかわらせていただいていることを公表していいとなった場合は、できましたらそういった携わっている方にもご意見を聞いたり、もちろん子どもたちにも意見を聞きながら、私もそういった現場の橋渡しの役目としていたらと思っておりますので、先ほどの委員のご意見はすごく大事だと思います。

【委員】

橋渡しの件はよくわかるのです。それぞれいろいろな立場で、後ろにあるものをしょって出ているので、そういうことになると思うのですけれども、Teens ムサカツで子どもたちから直接意見を聞いたり、要は Teens ムサカツということで、これに参加しているわけですね。困っている子たちが直接参加できるようになったほうが、こっちはやっているのに、そっちはやらないのかみたいな、そういうのを感じます。

【委員】

実は私、ワークショップの内容を全て拝見させていただきましたが、子どもというのは本当にみんな同じなんですね。例えば、学校に行っていない子の困り事というのは直接的にわかりやすいのですが、学校へ行っている子でも、どんな子でも、困り事って何かしら持っているんです。このワークショップの内容を見させていただいても、やはり本当に共通した困り事が出てきているんですね。

正直言いましたら、このワークショップをやって、じゃ、市役所の方たちはどのように感じたのかなという感想が一番知りたかったんです。この子どもたちの貴重な意見に対して、どのようにお考えになったのかなというのが一番知りたかったところでもありますので、集まるメンバーが、もしかしたら直接的な子じゃなかったとしても、本当に子どもの素直な気持ちはあらわれてくるのかなとは感じました。

【委員長】

先ほどの庁内検討会議の報告書の中でも、子どもたちがなかなか声を上げない。安全安心の問題でいっても、子どもたちが困っていること、あるいはつらいこと、SOSの声を子どもたちはなかなか上げてくれない。相談活動の中で、それが1つ大きな課題だという話がありました。もちろん、一般的に子どもたちの問題でもありますし、今回、相談救済制度をつくる上でも、本当に子どもたちが安心してSOSを出せるような環境はどうやってつくるのか。ちゃんと声を出せる子たちだけではなくて、今回はまさにひきこもり問題も含めて、そういう子どもたちの権利保障というのも考えていく一つのきっかけになればと思っております。

その意味でも、非常に重要なテーマは、子どもたちが本当に安心して声を出せるような人間関係、あるいは場、最近でいう居場所、そういう子どもたちの居場所をつくることで、子どもたちの、なかなか出せなかった声を受けとめられるようになる。それはスタッフとのいい関係があって初めて成り立つことですが、そういう居場所づくりの検討を委員会としても重視したいと思いますし、場合によっては、ムサカツだけではなくて、様々な子どもたちの居場所に対するヒアリング、視察調査もできないかと。

ムサカツも、中高生、若者の居場所づくりを始めているようですので、直接私たちがそういうところに出向いていくこともあり得るかなと。もちろん、ボランティアです。そういう形で、意欲的にやっつけていこう。子どもたちの声を待っているのではなくて、私たちの側から出向いて、受けとめていけるような努力も、できればしたいと思います。

【委員】

今、お話にあったムサカツ以外のところというのは、たまたま武蔵野市にはチャレンジルームがあったり、クレスコーレがあるので、そういったところ取材をして、そこにいる子どもたちの声でもいいですし、職員の方の対応とかを聞くと、さっき言われたようなことが解決していくのではないかなと思います。

【委員長】

おっしゃるとおりで、私もそういうイメージでした。

では、コロナの関係で時間が区切られておりまして、質疑はこれぐらいにさせていただきます。残りは6月にアンケートが行きますので、ぜひ思いをアンケートにぶつけていただいて、私たちでそれをうまく集約して、第2回の委員会に入りたいと思っています。

そういうことで、短い時間でしたが、協議を終了させていただきます。

6 その他

【委員長】

最後に、6「その他」という項目で事務局からの説明をお願いして、終わりにしたいと思います。

【子ども子育て支援課長】

それでは、事務局から、連絡事項をお伝えいたします。

1点目、議事録についてでございます。速記録ができ次第、皆様にeメール等でお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自身の発言のところなどで修正すべきところがあれば、事務局までeメール等でご連絡ください。皆様からの修正を反映した後に、委員会資料とあわせて市のホームページで議事録を公表いたします。

2点目でございますが、次回の委員会についてでございます。次回の委員会は7月20日の開催を予定しております。お時間は本日と同じく午後6時半からの予定です。開催のご案内や資料については、後日お送りさせていただきます。

なお、会議中にもご説明したとおり、次回の委員会に向けて、今後事務局から皆様に参考資料とあわせて条例づくりに関するご意見を伺うためのアンケートをお送りしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、この委員会に関しまして、何かございましたら、子ども家庭部子ども子育て支援課までお問い合わせをお願いいたします。

【委員】

1点、要望をお願いします。傍聴者のアンケートはあるのでしょうか。

【委員長】

そこまで考えていません。

【委員】

傍聴者は、ここまで来られて熱心だと思うので、アンケートがあれば、読んでみたいので、できたらやっていただきたいです。

【委員長】

それはまた検討させてください。アンケートという意味合いがちょっとね。

【委員】

我々のアンケートではなくて、傍聴者のアンケートです。

【委員長】

この会を傍聴した感想を読みたい、そういうことですか。それは後で事務局で検討させていただきます。今すぐにといいわけにはいきませんが、検討させていただきます。

じゃ、終わりの鐘が鳴っておりますので。短時間ですが、とても有意義な会議ができたと思います。また2カ月後です。ちゃんと覚えておいてくださいね。2カ月後ではなかなか思い出せないのですけれども、ぜひいい会にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

以上